『九条の会・にちなん』結成1周年講演のつどい

2014年7月13日(日)　午後6時30分より

会場　日南町総合文化センター・多目的ホール　入場無料

講師・藤田安一　氏

鳥取大学地域学部教授

演題・憲法9条と「集団的自衛権」

藤田安一(ふじた・やすかず)さん
■1952年　滋賀県生まれ
■京都大学大学院経済学研究科博士課程修了、経済学博士
■専門は、公共政策学、財政学
■現在、鳥取大学地域学部教授、地域政策学科長　鳥取県社会保障推進協議会会長

安倍晋三内閣は７月１日、自衛隊発足以来６０年にわたり憲法上許されないとしてきた集団的自衛権行使に関する政府解釈をひっくり返し、行使は可能とする閣議決定を強行しました。

国民的な議論も、国会でのまともな審議もなく、一片の「閣議決定」でクーデター的に政府解釈を覆し、「海外で戦争しない」ことを大原則としてきた憲法 9 条の平和原則に対する、空前の歴史的暴挙であり、私たちは、満身の怒りをもって抗議します。

「九条の会・にちなん」は、昨年６月に日南町内のみなさんに「憲法９条を守ろう」と呼びかけて賛同人で結成し、学習会などを行ってきましたが、今回結成１周年の講演会のつどいを計画しました。

そもそも「集団的自衛権」とは？「憲法解釈の変更」とは？

鳥取大学の藤田先生に、わかりやすくお話ししていただきます。ふるってご参加ください。

【呼びかけ賛同人】

日本国憲法　第九条

第二章　戦争の放棄

第九条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

二　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

呼びかけ人代表　石田正義　　(連絡先)日南町霞 1553-1　電話　0859-82-0037

戦争する国にするな！

集団的自衛権の行使容認

NO

「九条の会･にちなん」が、日南町議会に提出していた「日本国憲法第 9 条の解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出を求める請願」と、「鳥取県憲法会議」が提出した同趣旨の請願は、6 月定例議会で採択され、つぎのような意見書が全員一致で議決となりました。

集団的自衛権の行使容認に反対する意見書

安倍内閣は、十分な国会審議や国民的議論もせず、これまでの憲法解釈を変更して、集団的自衛権の行使を認めようとしています。

集団的自衛権の行使とは、日本への武力攻撃がなくても、他国のために武力を行使して戦争に加わることであり、海外で戦争ができる国にしようとするものです。

ところが安倍内閣は、憲法上許されないとされてきた集団的自衛権の行使を、厳格な憲法改正の手順を省略し、憲法解釈を閣議決定で一方的に変更しようとしています。このことは立憲主義の否定であり、認めることはできません。

よって、憲法解釈変更による集団的自衛権の行使を容認しないよう、国会両院および政府に対し強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 27 日

鳥取県日野郡日南町議会

(提出先)
内閣総理大臣　安倍晋三　様
衆議院議長　伊吹文明　様
参議院議長　山崎正昭　様